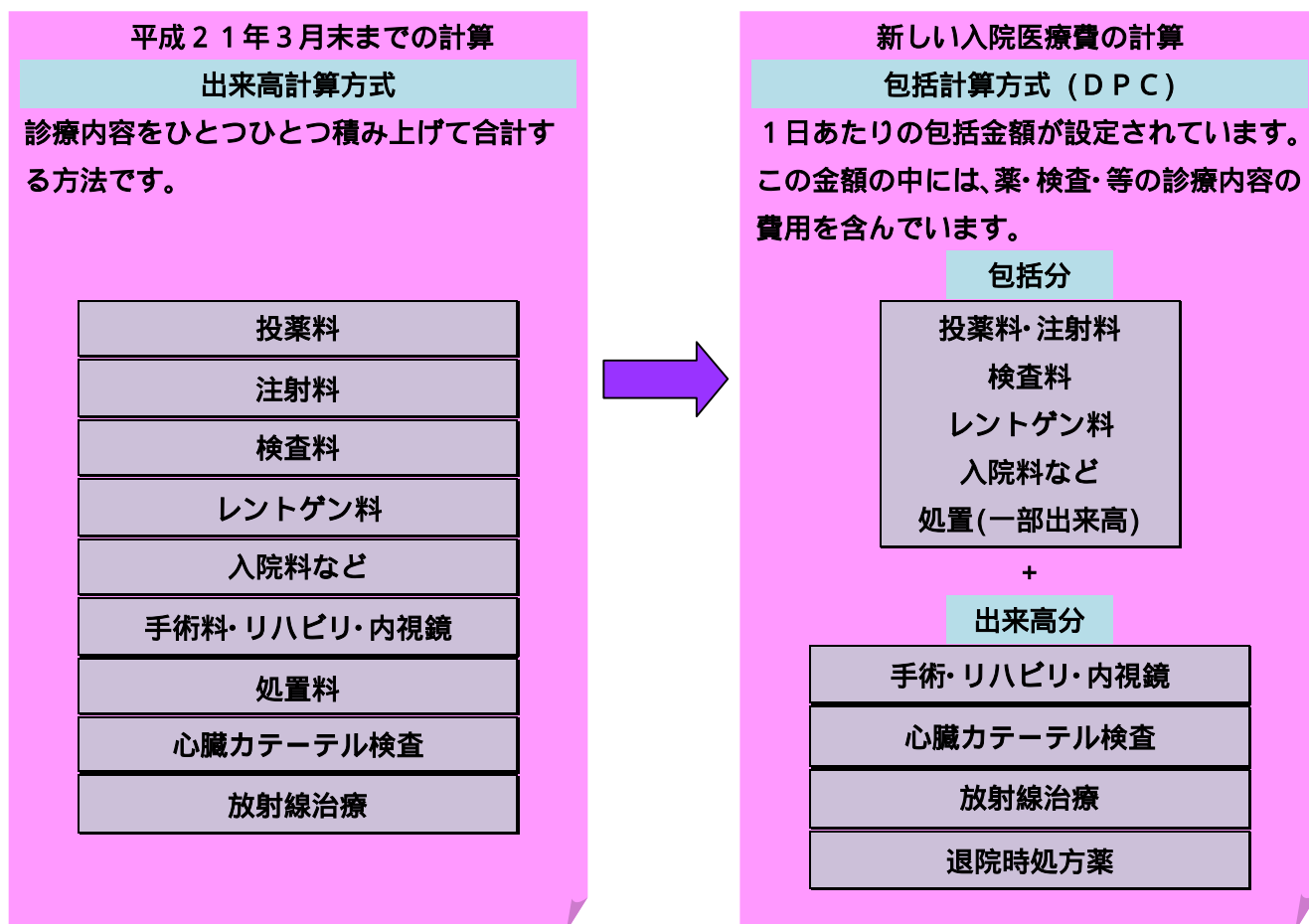


平成 21 年 4 月 1 日から

入院医療費の計算 (支払) 方法が変わります

入院医療費は D P C (診断群分類別包括評価) 方式により計算されます

当院は、厚生労働省より D P C (診断群分類別包括評価) の対象病院に認可されました。これまで入院費につきましては、診療行為ごとに算定する『出来高計算方式』で計算していましたが、平成 21 年 4 月 1 日より、患者さまの病名・診療内容に応じた 1 日あたりの定額の医療費を基本として計算を行う『包括計算方式』に変更となります。



- ・平成 21 年 4 月 1 日以降に入院される患者さまが対象となります。
- ・すべての患者さまの入院費が D P C (包括計算方式) にて計算されるのではなく、一部の患者さまでは例外的に従来の出来高計算となる場合があります。

ご質問がありましたら、B・C 棟 1 階の入院計算窓口(番窓口)までお問い合わせ下さい。
裏面もご覧下さい

Q1 DPCとは、どういう制度ですか？

DPCとはDiagnosis（診断）Procedure（手技）Combination（組み合わせ）の略で、患者さまの病名や診断内容をもとに、処置・手術などの診療行為の有無に応じて定められた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する制度です。

Q2 いつからDPCによる計算方式に変わりますか？

平成21年4月1日以降に新規に入院された患者さまが対象となります。3月31日以前から入院されている患者さまについては、5月末までは従来どおり出来高計算方式による計算となります。

Q3 入院された方すべてがDPCの対象となりますか？

患者さまのご病気が、包括対象となる診断群分類のいずれかにあてはまる場合に、DPCによる計算方法で医療費を計算します。診断群分類に該当しない場合は、これまでどおりの出来高計算方式によって医療費を請求させていただきます。

なお、次に該当する場合は、DPCの対象外となります。

1. 労災保険で入院された場合
2. 正常分娩などの自費診療で入院された場合
3. 入院後24時間以内に亡くなられた場合及び生後7日以内に亡くなられた場合
4. 治験対象の場合
5. 先進医療による入院の場合

Q4 DPCになると医療費は今までよりも高くなりますか、安くなりますか？

患者さまの病名・治療内容によって1日当たりの医療費が決まるため、従来の出来高計算方式と比較して高くなることもあれば安くなることもあります。

Q5 入院費の支払い方法はどう変わりますか？

従来どおり、月1回の定期請求（月末締め）と退院時の請求となります。なお、症状の経過や治療の内容によって、診断群分類が変更になった場合は、入院日に遡って最終的な診断群分類が適用されます。

このため、月をまたがって入院されている場合は、退院時に入院初日から計算し直して過不足の調整をさせていただきます。

Q6 高額療養費の扱いはどうなりますか？

高額療養費の扱いは従来と変わりません。

Q7 食事療養費はどうなりますか？

食事療養費の扱いは従来と変わりません。

病院からのお願い**【入院中にほかの病気に治療を希望される場合】**

当院では、患者さまが入院された目的の治療に対して、医療資源を集中して使用することで、出来る限り早く症状を安定させ、退院できるよう努力しています。そのため、緊急を要しない他の病気の治療を希望される場合には、退院後にお願いすることがありますのでご了承ください。

【服用中のお薬をご持参ください】

今回入院する病気以外で、当院又は他院でのお薬を服用されている患者さまは、入院中の薬剤管理上必要となりますので、誠に申し訳ございませんが、入院される際には必ず服用中のお薬をご持参ください。